

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年6月30日

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第5号の規定に該当する。

3 処分をした年月日、許可番号、商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者氏名及び取り消した許可

※ 処分をした年月日時点の状況を記載しています。

	処分をした年月日	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	全部廃業 又は一部 廃業	取り消した許可
1	令和4年4月14日	東京都知事許可（般-4）第 77813 号	三幸建設（株）	宮尾 慶太	東京都中野区大和町1-14-6	一部廃業	一般建設業許可（とび・土工工事業 鉄筋工事業 塗装工事業 防水工事業 ）